

療育手帳 転入の注意事項

○転入について

- ・ 静岡県外及び県内政令市（静岡市、浜松市）から転入された場合に提出してください。
- ・ 静岡県内（静岡市、浜松市以外）から転入の場合、提出する書類は「転入届」ではなく「療育手帳記載事項変更届」となりますので、ご注意ください。

○提出書類

1. 転入届
2. 申出書
3. 現在お持ちの療育手帳
 - ※ 窓口で記載内容を修正後、コピーを取らせていただきます。

【転入者には静岡県手帳への切り替えを推奨しています。切り替えを希望される場合、下記の書類も併せて提出してください。】

4. 療育手帳交付申請書
5. 手帳用写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm）
 - ※ 顔の部分を明確にしてください（ほぼ正面、胸から上、脱帽、単独）
 - ※ 写真の裏側に、ボールペンで「市町名（沼津市）」「氏名」「生年月日」を記入してください。